

令 和 3 年

舞鶴市議会 6 月 定例会議案

第 61 号議案及び第 62 号議案(追加)

令和 3 年 6 月 29 日 提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 61 号 議 案	教育委員会委員の任命について	1
第 62 号 議 案	人権擁護委員候補者の推薦について	3

第 61 号議案

教育委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

内 藤 行 雄
西 谷 和 子

令和 3 年 6 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 (第 1 項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第 62 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

小 谷 和 弥

酒 井 優

福 島 イツヨ

令和 3 年 6 月 29 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により提案する。

参 考

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号) 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦し

た者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第 16
条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項におい
て同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わな
ければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、
人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、
教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等
の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構
成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦
しなければならない。

(第 4 項及び第 5 項 略)

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、
人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第 7 条第 1 項第 4 号に規定する場合を
除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されはならない。

(第 7 項以下 略)

(委員の欠格条項)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがな
くなるまでの者

(2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入し

た者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の任期)

第 9 条 人権擁護委員の任期は、3 年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。